

令和6年度 東京都がん検診精度管理評価事業について

1 事業の概要

(1) 背景

がん検診により、がん死亡を減少させるためには、死亡率減少効果が科学的に証明されている検診を適切な精度管理の下で実施することが最も重要な対策となります。

がん検診の精度管理については、令和6年7月の「がん検診事業のあり方について」にて公表され、精度管理の基本的な考え方として位置付けられています。

東京都においては、「東京都におけるがん検診精度管理評価事業実施要綱」(平成18年5月30日18福保保健第71号)に基づき、区市町村におけるがん検診の精度管理評価を行っています。

国の「がん対策推進基本計画（第4期）」(令和5年3月)には、全体目標の1つとして「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、個別目標として「指針に基づく全てのがん検診において、がん検診の受診率60%を目指す。」「精密検査受診率90%を目指す。」が掲げられています。また、取り組むべき施策として、「精密検査受診率について、都道府県やがん種による差が大きくなっていることから、国は、市町村における適切な精度管理の実施のため、精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行う仕組みについて検討するとともに、都道府県による指導・助言等の取組を推進する。市町村は、都道府県による指導・助言等を踏まえ、引き続き、指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組む。」「国及び都道府県は、精密検査受診率向上のため、要精密検査とされた受診者に対する『精密検査を受けられる医療機関リスト』の提供等、職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報を推進する。」が示されています。東京都でも、「東京都がん対策推進計画（第三次改定）」(令和6年3月)において、全体目標の1つとして「科学的根拠に基づくがん予防、がん検診の充実」、分野別目標として「科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進」を掲げ、その取組の方向性として、全ての区市町村が、指針に従い科学的根拠に基づくがん検診を実施するとともに、質の高い検診実施に向けてプロセス指標の改善ができるよう、引き続き区市町村に対する技術的支援を行うとしています。

(※)「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付健発第03310558号厚生労働省健康局長通知別添、平成25年3月28日一部改正、平成26年6月25日一部改正、平成28年2月4日一部改正、令和3年10月1日一部改正、令和5年6月23日一部改正、令和6年2月14日一部改正)

(2) 目的

区市町村が行うがん検診の実態を把握し、精度管理の評価を行うことにより、より精度の高いがん検診の実施に寄与することを目的としています。

評価結果はホームページ等で公表するとともに、区市町村にフィードバックすることで、指針に基づかない検診（以下「指針外検診」という。）の見直しやプロセス指標の改善等、精度管理向上に向けた取組を支援します。

(3) 実施方法

都内全区市町村を対象に、今年度（令和6年度）に実施したがん検診（がんに関する検査を含む、以下同じ。）の実施状況及び前年度（令和5年度）及び前々年度（令和4年度）に実施したがん検診のプロセス指標について調査票を用いて調査を行います。

調査は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立がん検診センターに委託して実施します。

調査票の内容および調査結果の評価については「東京都生活習慣病検診管理指導協議会 がん部会」に諮問の上、決定します。

2 事業の詳細

(1) 調査票

- 調査票は、「実施状況調査票（令和6年度検診実施分）」と「結果入力シート（令和4年度検診実施分、令和5年度検診実施分受診率）」の2種類です。
- 令和5年度調査と同様、国の「地域保健・健康増進事業報告」の集計表のうち、がん検診分野の結果を引用することとしています。
「結果入力シート」の、「令和5年度東京都がん検診精度管理評価事業」でご回答いただいた部分については、その内容を反映した状態でお送りしますので、こちらについて修正が生じた場合は、本調査回答日時点で把握している数字を記載してください。

(2) 令和5年度調査からの変更点

- 実施状況調査票（子宮頸がん）にHPV検査単独法の選択肢を追加しました。

(3) 実施状況調査票（令和6年度検診実施分）の記入方法

- 「実施状況調査票」の各項目は、健康増進法に基づくがん検診かどうかに関わらず、公費を支出して検査を行っているものについて御回答ください。
- 胃・肺・大腸・子宮頸・乳・その他のがんについて、令和6年度に実施・実施予定の検診（検査）について該当する項目を選択し、指針外対象年齢等について御記入ください。
- 選択及び記入する必要のない部分を誤って改変することのないよう、シートには保護をかけてあります。
- 「東京都 がん検診の精度管理のための技術的指針」を御参照の上、正しい情報の御記入をお願いします。

なお、最新の「東京都 がん検診の精度管理のための技術的指針」は以下の HP に掲載しています。

「とうきょう健康ステーション」HOME > 受けよう！がん検診 > 区市町村・医療機関向け事業
> がん検診の精度管理のための技術的指針
<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/sisin201905.html>

(4) 結果入力シート（令和4年度検診実施分、令和5年度検診実施分受診率）の記入方法

- がん種ごとに、「特別区」、「市町村」、「島しょ」の3シートがあります。該当するシートにのみ御記入ください。
- 結果入力シートは「地域保健・健康増進事業報告」の集計表を引用しています。
「令和5年度東京都がん検診精度管理評価事業」でご回答いただいた部分については、その内容を反映した状態でお送りしますので、こちらについて修正が生じた場合は、本調査回答日時点で把握している数字を記載してください。
- 「地域保健・健康増進事業報告」での報告項目と結果入力シートとの記入内容の対応箇所については、別紙「【令和6年度精度管理評価事業調査票（結果入力シート）】と令和5年度「地域保健・健康増進事業報告」との対照表」を御確認ください。
- プロセス指標算出のための数値の計上方法等については国から各区市町村に送付している「地域保健・健康増進事業報告作成要領（令和5年度分）」や当資料4ページからの記載の QA を御参考ください。
- 検診実施年度時点の指針に基づく検査方法についてのみ御記入ください。
- 結果入力シートの欄外に、5歳階級別プロセス指標の自動計算表を掲載しています。当計算表によりプロセス指標の把握が可能となるため、「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」において、問7（受診率の集計）、問7-1-1（受診率の性別・年齢5歳階級別の集計）等、各プロセス指標の集計及び各プロセス指標の性別・年齢5歳階級別の集計に関する質問に対して、「○（実施した）」と回答することが可能となります。

(5) 「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」結果の活用について

- 東京都がん検診精度管理評価事業の一環として、国立がん研究センターが毎年度実施する「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」の結果を区市町村ごとにが

ん種別、集団検診・個別検診別に集計し、がん部会にて A・B・C・D・E・Z の 6 段階で評価しています。

- 各区市町村の評価、チェックリスト実施率のグラフ（高値順）及び回答一覧については、以下の HP にプロセス指標とともに掲載しています。

「とうきょう健康ステーション」HOME > 受けよう！がん検診 > がん検診の統計データ・調査
> 統計データ（受診率・精検受診率等）
<https://www.hokeniryo.metro.tg.jp/kensui/gan/toukei/data/>

3 問合せ先

- 当事業は東京都保健医療局保健政策部健康推進課から東京都立がん検診センターへ業務委託して実施するため、本調査に関するお問合せ等については以下までお願ひいたします。
※ お問合せへの回答まで数日程度いただく場合がありますので御了承ください。
- 東京都及び東京都立がん検診センターから調査について各自治体にお問合せをさせていただく場合があります。

【東京都がん検診精度管理評価事業に関すること】

東京都保健医療局 保健政策部 健康推進課 成人保健担当 細田・多田

電話：03-5320-4363

メール：S1150302@section.metro.tokyo.jp

【実施状況調査及び結果入力シートに関すること】

地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立がん検診センター

相談支援・地域連携グループ 丹羽・蒲野

電話：042-327-0201

メール：seidokanri@tmhhc.onmicrosoft.com

東京都がん検診精度管理評価事業 「よくある質問 Q&A」

Q1 : 検診結果入力シートは国の「地域保健・健康増進事業報告」と様式が似ていますが、計上の仕方も同じでしょうか。

A1 : はい。基本的な計上方法は「令和5年度地域保健・健康増進事業報告」と同じです。同報告で既に国へデータを提出している場合、その数値をご利用ください。

「地域保健・健康増進事業報告」の記載方法については、「**地域保健・健康増進事業報告作成要領（令和5年度分）**」（健康増進編 P.163～）の記入要領や質疑応答集等を御確認ください。

【政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム】

<https://glbbs.gex.hq.admix.go.jp/NB/noticeboard.nsf/frmHome?OpenFrameSet>

トップ > 利用者からのお知らせ > 令和5年度地域保健・健康増進事業報告の各種様式について
(保健所・市町村・政令市向け)

Q2 : 「地域保健・健康増進事業報告」で既に報告した内容について、当事業で再び提出するのはなぜですか。

A2 : 「地域保健・健康増進事業報告」で報告した数値は、例年、当該年度の3月頃に国から公表されます。同報告での数値に基づきプロセス指標を算出・公表することとした場合、国の公表までは報告数値の使用が認められていないため、都からのプロセス指標の公表時期が翌年度の秋頃となり、現行より半年程度遅れることとなります。

また、当事業で使用する結果入力シートには、欄外に5歳階級別プロセス指標の自動計算表を掲載しています。「地域保健・健康増進事業報告」の報告数値をそのままお使いいただければ、結果入力シート上にプロセス指標が算出されますので、当該指標をいち早く把握することができます。

御担当の皆様におかれましてはお手数をお掛けし申し訳ございませんが、御了承くださいますようお願いします。

Q3 : 「地域保健・健康増進事業報告」で報告した数値にミスがありました。当事業へは報告数値を回答することになっていますが、どのようにすればよいでしょうか。

A3 : 「地域保健・健康増進事業報告」での報告ミスが判明した場合は、当事業の結果入力シートには正しい数値を記入してください。

なお、「地域保健・健康増進事業報告」の修正に関しては、当報告の担当者へ直接御確認ください。

Q4 : 「2年に1回」の受診が推奨されているがん検診に関して、対象者を「偶数年齢（または奇数年齢）の者」として実施しています。このような方法には問題があるのでしょうか。

A4 : 対象者を偶数年齢（または奇数年齢）とすると、次回の受診機会を逃した場合、次々回の検診まで約4年の間隔が空いてしまいます。前年度受診者以外は検診対象とするよう見直しを検討してください。

Q5 : 偶発症について、検診機関または精密検査実施機関から報告があれば適宜計上することとしています。報告がなかった場合は「0（人）」と回答すればよいですか。

A5 : 偶発症を報告する体制がない場合は「9999999」（不詳）と御記入ください。

現状では上記質問のように「報告があれば適宜計上」とする自治体が多いと思われますが、「がん検診の方に関する検討会」（厚労省）において「「不利益の調査」も精度管理上必要である」との結論が出されていますので、今後は偶発症把握のための体制構築を進めてくださいますようお願いします。

なお、「偶発症を報告する体制」の具体例は以下のとおりです。

【検診時】

- 偶発症発生時の報告体制を仕様書や実施要領等に記載し、自治体への報告を義務化している。
- 偶発症報告様式を検診機関に配付するとともに、検診終了時点でアンケートを実施している。

【精検時】

- 「東京都がん検診の精度管理のための技術的指針」に掲載している胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん検診 精密検査依頼書兼結果報告書（東京都統一様式）をはじめとして、偶発症の報告欄がある精検結果報告書を使用している。

【検診時・精検時（共通）】

- 主要な医療機関（検診や精密検査を担当する機関）に検診対象者の検査・治療における偶発症を 報告してもらうための依頼文書を送付し、その後報告されたものを集計している。

Q6：「精検未受診」と「精検結果未把握」との違いを改めて確認したいのですが。

A6：以下のとおりとなります。

精検未受診：要精検者が精密検査を受診しなかったことが判明しているもの（精密検査として不適切な検査（例：大腸がん検診の要精検者への便潜血検査の再検）のみが実施された場合を含む。）

精検結果未把握：精密検査受診の有無が分からぬもの及び精密検査結果が分からぬもの。

精密検査受診・未受診以外のものは全て未把握に該当する。また、精密検査を受診したとしても、結果の報告（精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査（治療）結果の4項目）を受けていなければ「未把握」に該当する。

Q7：「地域保健・健康増進事業報告」での検診回数の報告につき、初回・非初回の別が不明のためそれぞれの 欄を「99999999」（不詳）として「計」に人数を記入しました。そのまま回答してよいですか。

A7：そのまま回答してください。

Q8：精検結果の追跡調査により「地域保健・健康増進事業報告」で報告した時点から「未把握」が減り、「異常 認めず」や「がんであった者」が増えました。同報告での数値を変更して結果入力シートに記入してもよいですか。

A8：はい。本調査回答日時点で把握している数字を記入し、回答してください。

※ 令和2年度精度管理評価事業では国へ報告した内容から変更を行わないよう御依頼しておりましたが、 令和3年度精度管理評価事業から考え方を変更いたしました。